

第 10 の 2 特定小規模施設用自動火災報知設備の技術基準

1 受信機

受信機を設ける場合は、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 20 年消防庁告示第 25 号。以下「特小告示」という。）第 2 第 5 号の規定によるほか、次によること。

- (1) すべての感知器が連動型感知器である場合は、警戒区域が 2 以上の場合でも、受信機を設けないことができる。
- (2) 受信機は、第 10 自動火災報知設備 1 を準用すること。

2 警戒区域

警戒区域は、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号。以下「特小省令」という。）第 3 条第 2 項第 1 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 特小省令第 3 条第 2 項第 1 号の規定により、特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この項において同じ。）は、令第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定の例によることとなるため、2 の階にわたる特定小規模施設については、階段室等も含めて全体を一の警戒区域（一辺の長さが 50m 以下に限る。）とすることができるものであること。

ただし、全ての感知器を火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器とする場合は、警戒区域を 2 以上とすることができる。

- (2) 警戒区域は、第 10 自動火災報知設備 1 (2) を準用すること。

3 感知器

特小省令第 3 条第 2 項第 2 号及び特小告示第 2 第 1 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 感知器の設置を要する場所

感知器は、次に掲げる場所の天井（天井のない場合にあっては、屋根。以下この項において同じ。）又は壁（アに掲げる場所（床面積が 30 m² 以下のものに限る。）の壁に限る。以下この項において同じ。）の屋内に面する部分に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。（特小省令第 3 条第 2 項第 3 号関係。）

ア 建基法第 2 条第 4 号に規定する居室及び床面積が 2 m² 以上の収納室

イ 倉庫、機械室その他これらに類する室

ウ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（特小省令第 3 条

第 2 号第 3 ハに掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。)

(2) 感知器の選択

ア 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器とされていること。

イ スポット型感知器を壁面に設置する場合は、特小省令第 3 条第 2 項第 2 号の規定により有効に火災の発生を感知することができるように設けなければならないことから、特に定温式のものについては公称作動温度が 65℃以下で特種のものとする必要があること。

ウ 感知器の選択は、第 10 自動火災報知設備 2 (3).イを準用すること。ただし、特定小規模施設のうち政令別表第 1 (6)項ロ又はハに存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることにかんがみ、第 10-1 表備考欄中の「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること」とある場所には、原則該当しないものとして、取り扱って差し支えないこと。

(3) 感知器の設置方法

差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下このア及びイにおいて同じ。）又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。（特小告示第 2 第 1 号(1)関係）

ア 壁又ははりから 0.4m 以上離れた天井の屋内に面する部分

イ 天井から下方 0.15m 以上 0.5m 以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(5) 煙感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。（特小告示第 2 第 1 号(2)関係）

ア 壁又ははりから 0.6m 以上離れた天井の屋内に面する部分

イ 天井から下方 0.15m 以上 0.5m 以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(6) 熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域（それぞれ壁又は取付け面から 0.4m（煙感知器を設ける場合にあつては、0.6m）以上突出したはり等によって区画された部分をいう。）ごとに、その有する種別及び取付け面の高さに応じて規則第 23 条第 4 項第 3 号ロ及び第 7 号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき 1 個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け、かつ、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

ア 壁又ははりから 0.6m 以上離れた天井の屋内に面する部分

イ 天井から下方 0.15m 以上 0.5m 以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(7) 警報機能付感知器の設置方法は、次によること。

ア 火災信号又は火災情報信号を受信機、感知器等へ発信する機能を有し、法第 17 条第 1 項に規定する消防用設備等として構成されるものであり、かつ、令第 37 条第 4 号に規定する火災報知設備の感知器として検定対象機械器具等の感知器として火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号。以下「感知器等規格省令」という。）に適合することが必要となるものであり、令第 37 条第 7 号に規定する住宅用防災警報器（以下この項において「住警器」という。）と異なるものであること。

なお、住警器との製品上の判別については、警報機能付感知器及び連動型感知器は法第 21 条の 9 第 1 項に規定する型式適合検定に合格したものである旨の表示が付されているほか、感知器等規格省令第 43 条第 1 号ヨ又はタの規定により、「警報機能付」又は「連動型警報機能付」と表示が付されることになっていることから、これにより確認が可能であること。また、感知器等規格省令第 43 条第 1 号レの規定により、火災の発生した警戒区域を特定することができるものにあつては、「火災発生区域特定機能付き」と表示が付されることになっていることから、これにより確認が可能であること。

イ 規則第 23 条第 4 項第 7 号の 6 イからニのいずれかに該当する連動型感知器は、令第 21 条に規定する自動火災報知設備の感知器として用いることができず、特定小規模施設用自動火災報知設備における感知器としてのみ用いることができるものであること。当該連動型感知器には、感知器等規格省令第 43 条第 1 号ソの規定により「特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない旨」が表示されることになっていることから、これにより製品上の判別が可能となるものであること。

ウ 感知器等規格省令第 8 条第 18 号ハの規定にある「火災の発生した警戒区域を特定することができるものにあつては、その火災警報が警報音並びに火災である旨の情報及び火災の発生を感知した場所を周知する音声（音圧及び音色が、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるものに限る。）を組み合わせたものであること」とあるのは、次のように、警報音並びに火災である旨及び火災の発生場所を周知する音声を組み合わせたものであること。また、火災の発生場所に関するメッセージとしては、火災を感知した階又は階段とすることで足りるものであること。

なお、日本語を母国語としない人に配慮したメッセージを日本語のメッセージの後に付加することも可能とするが、メッセージはできる限り短くすること。★

例：「ピー、ピー、ピー。3 階で火事です。Fire、Fire。」

エ より効率的・効果的に火災警報を伝達するため、設置義務のない用途やその部分にも連動できる感知器を設置すること。◆

4 中継器

中継器は、特小告示第 2 第 2 号の規定によるほか、第 10 自動火災報知設備 3 を準用すること。

5 発信機

発信機は、特小告示第 2 第 9 号の規定によるほか、次によること。

- (1) すべての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が一の場合で、受信機を設けない場合には、発信機を設けないことができること。また、P 型 2 級受信機で接続することができる回線が一のもの、P 型 3 級受信機、G P 型 2 級受信機で接続することができる回線が一のもの又は G P 型 3 級受信機に設ける場合については、規則 第 24 条第 8 号の 2 の規定により、発信機を要しないものであること。
- (2) 発信機は、第 10 自動火災報知設備 5 を準用すること。

6 地区音響装置

地区音響装置は、特小告示第 2 第 8 号の規定によるほか、次によること。

- (1) すべての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が一の場合で、受信機を設けない場合には、地区音響装置を設けないことができること。また、P 型 2 級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P 型 3 級受信機、G P 型 2 級受信機で接続することができる回線の数が一のもの又は G P 型 3 級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合については、規則第 24 条第 5 号の規定により、地区音響装置を要しないものであること。
- (2) 地区音響装置は、第 10 自動火災報知設備 6 を準用すること。

7 電源

常用電源及び非常電源は、特小告示第 2 第 6 号及び第 7 号の規定によるほか、次によること。

(1) 常用電源

ア 自動火災報知設備の常用電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとされているところ、電力が正常に供給されていることを確認することができる場合にあっては、分電盤との間に開閉器が設けられていない一般の屋内配線からとることができるほか、一次電池を電源とすることができること。この場合において、一次電池を電源とする連動型感知器が有効に作動できる電圧の下限值とな

った場合には、当該連動型感知器を交換するか、又は、電池を交換すること。

イ 交流低圧屋内幹線

自動火災報知設備の常用電源を交流低圧屋内幹線から供給する場合は、第 10 自動火災報知設備 1 (3)を準用すること。

ウ 蓄電池

自動火災報知設備の常用電源を蓄電池から供給する場合は、第 10 自動火災報知設備 1 (3)カからクまでを準用すること。

(2) 非常電源

ア 連動型感知器を用いて受信機を設けない場合は、次のア又はイのいずれかに該当するときは、それぞれア又はイに定める電池を非常電源とすることができる。

(ア) 連動型感知器の電源に電池を用いる場合、当該電池の電圧が連動型感知器を有効に作動できる電圧の下限值となった旨を 72 時間以上点滅表示等により自動的に伝達した後、当該連動型感知器を 1 分間以上有効に作動することができるとき。

(イ) 連動型感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合、当該電源が停電した後、連動型感知器を 10 分間以上有効に作動することができる容量の電池が設けられているとき（電源が停電した時、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、かつ、電源が復旧した時、自動的に非常電源から電源に切り替えられるときに限る。）。

イ 受信機を設ける場合は、第 10 自動火災報知設備 11 を準用すること。

8 配線

配線は、特小告示第 2 第 3 号の規定によるほか、次によること。

(1) 特小告示第 2 第 3 号の規定する「感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できる措置」とは、受信機において断線等が確認できる場合のほか、連動型感知器により受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に、電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されたものが該当するものであること。なお、従来どおり送り配線の方式でも構わないこと。

(2) 第 11 自動火災報知設備 13 を準用すること。

9 特定小規模施設用自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

火災通報装置等と特定小規模施設用自動火災報知設備との接続方法は、第 10 自動火災報知設備 13 を準用すること。

10 無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備

無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備は、特小告示第 2 第 4 号の規定によるほか、第 10 自動火災報知設備 14 を準用すること。